

<p>受 理 番 号 5</p>	<p>健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求める</p>
<p>教 育 福 祉 委 員 会</p>	<p>陳情書</p>
<p>提出者 茨城県土浦市大町 12-31 一般社団法人 茨城県保険医協会 会長 高橋 秀夫 外1人</p>	<p>[陳情の趣旨] 健康保険証の廃止を中止して存続するように、国に意見書を提出してください。</p> <p>[理由] 政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を2023年6月2日に可決・成立させました。しかし、健康保険証とマイナンバーカードの一本化については、法案審議の過程やその後の各種調査で様々な問題が明らかとなり、多くの患者・国民が不安を抱えています。</p>
<p>紹介議員</p>	<p>茨城県社会保障推進協議会と茨城県保険医協会が共同で行った「健康保険証廃止に関する県民アンケート調査(2024年1月～2月に実施、回答数619人)」では、健康保険証廃止について、回答した方の約9割(569人/619人)が健康保険証廃止の『延期』や『撤回』を求める結果となっております。また、本アンケートにおいて、マイナ保険証を利用することに不安を感じていると回答した方は、8割(506人/619人)を超えています。2024年1月22日の健康保険証廃止を目前に控えておりますが、これが県民の実情です。</p> <p>また、茨城県保険医協会が会員医療機関に対して実施したアンケート調査「医療機関マイナ保険証トラブル調査(2023年11月24日～2024年1月10日に実施、FAX送信1,572件、回答数332件)」では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関332件のうち196件、約6割が昨年10月以降においても何らかのトラブルを経験しております。そのうち、他人情報が紐づけられていたケースが今次調査においても4件ありました。以前より指摘されているように、別人の情報に基づいた診療・投薬は重大な医療事故につながりかねません。また、オンライン資格確認におけるトラブル対応のため、医療機関窓口で患者に10割負担を求めたケースも17医療機関で31件発生しており、経済的理由により受診困難となることも懸念されます。</p>
<p>受 理 令和 6 年 6 月 6 日</p>	<p>健康保険証の廃止ありきでマイナンバーカードと保険証の一体化を進めれば、医療や介護の現場では負担と責任が課せられ、医療現場や患者に不安と混乱が生じます。また、各自治体においても地域住民からの相談対応、事務手続き等の負担が増大すると考えられます。</p>

	<p>医療機関を受診するためにはマイナンバーカードを取得せざるを得ない状況となりつつありますが、マイナンバーカードの取得はマイナンバー法上、「任意」です。様々な問題を解決するためには、健康保険証をこれまで通り交付した上で、マイナンバーカードによる保険証利用を任意とすることが必要です。</p> <p>これらのことから、健康保険証の廃止を中止し、存続することを求めます。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により国に意見書を提出してください。</p>
	<p style="text-align: right;">以上</p> <p>意見書提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 デジタル大臣</p>